

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府}大蔵省^令第四十一号）

改 正 案				現 行			
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。				（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。			
自己資本の充実の状況に係る区分	（略）	（略）	（略）	自己資本の充実の状況に係る区分	（略）	（略）	（略）
	第二区分	国内基準に係る単体自己資本比率	国際統一基準に係る単体自己資本比率		第二区分	国内基準に係る単体自己資本比率	国際統一基準に係る単体自己資本比率
	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一、六（略） 七 法第五十三条第一項及び第		七 法第五十三条第一項及び第		次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一、六（略） 七 法第五十三条第一項及び第		七 法第五十三条第一項及び第

自己資本の充実の状況に係る区	命令	2	銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)	(略)
				八 (略)	二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	一パーセント以上 二パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満

自己資本の充実の状況に係る区	命令	2	銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	(略)	(略)	(略)	(略)
				八 (略)	二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項から第八項までの規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項から第七項までの規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止	一パーセント以上 二パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満

(略)	分	(略)	(略)	第二区分	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令
(略)	(略)	国内基準に 係る連 結自己資 本比率	国際統一 基準に係 る連結自 己資本比 率	一パーセント以上 二パーセント未満	九 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
(略)	(略)	二パーセント以上 四パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満	十 (略)
(略)	(略)	二パーセント以上 四パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満	十 (略)

(略)	分	(略)	(略)	第二区分	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令
(略)	(略)	国内基準に 係る連 結自己資 本比率	国際統一 基準に係 る連結自 己資本比 率	一パーセント以上 二パーセント未満	九 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項から第八項までの規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項から第七項までの規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止
(略)	(略)	二パーセント以上 四パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満	十 (略)
(略)	(略)	二パーセント以上 四パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満	二パーセント以上 四パーセント未満	十 (略)

3
~
7

(略)

3
~
7

(略)

○ 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府令第四十二号）
大蔵省

改正案			現行		
（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。） （第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。			（信用協同組合等の自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令） 第一条 協同組合による金融事業に関する法律（以下「法」という。） （第六条第二項及び協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条において読み替えられた法第六条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
自己資本の充実の状況に係る区分		命令	自己資本の充実の状況に係る区分		命令

第二区分	単体自己 資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する 措置に係る命令
一パーセント以上 二パーセント未満	七 中小企業等協同組合法第九条の八第二 項第六号から第二十号までに掲げる事業 及びこれに附帯する事業、同条第七項各 号に掲げる事業又は同法第九条の九第六 項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げ る事業のうち同法第九条の八第二項第一 号、第二号、第四号及び第五号の事業並 びにこれらに附帯する事業を除く。）の 縮小又は新規の取扱いの禁止	八 (略)
(略)	(略)	(略)

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める
信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規
定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自
己資本の充実に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務

第二区分	単体自己 資本比率	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する 措置に係る命令
一パーセント以上 二パーセント未満	七 中小企業等協同組合法第九条の八第二 項第六号から第二十号までに掲げる事業 及びこれに附帯する事業、同条第七項若 しくは第八項の規定により行う事業若し くは同条第九項各号に掲げる事業又は同 法第九条の九第六項各号に掲げる事業（ 同項第一号に掲げる事業のうち同法第九 条の八第二項第一号、第二号、第四号及 び第五号の事業並びにこれらに附帯する 事業を除く。）の縮小又は新規の取扱い の禁止	八 (略)
(略)	(略)	(略)

2 銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める
信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規
定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自
己資本の充実に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務

省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	(略)	(略)	命令
	(略)	(略)	
第二区分 連結自己資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇八 (略)	九 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止	十 (略)

省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分	(略)	(略)	命令
	(略)	(略)	
第二区分 連結自己資本比率 一パーセント以上 二パーセント未満	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 一〇八 (略)	九 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十号までに掲げる事業及びこれに附帯する事業、同条第七項若しくは第八項の規定により行う事業若しくは同条第九項各号に掲げる事業又は同法第九条の九第六項各号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業のうち同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号及び第五号の事業並びにこれらに附帯する事業を除く。）の縮小又は新規の取扱いの禁止	十 (略)

3 ・ 4 (略)	(略)
	(略)
	(略)
3 ・ 4 (略)	(略)
	(略)
	(略)

○ 銀行等保有株式取得機構に関する命令（平成十三年内閣府令第十号）
財務省

改正案	現行
（機構の会員となる手続） 第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 本店又は主たる事務所の所在地（外国銀行支店の場合にあつては、当該外国銀行支店に係る銀行法第十條第二項第八号に規定する外国銀行（次項において「外国銀行」という。）の同法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店の所在地。次条第一項において同じ。） 四 （略） 2 （略）	（機構の会員となる手続） 第二条 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）の会員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。 一・二 （略） 三 本店又は主たる事務所の所在地（外国銀行支店の場合にあつては、当該外国銀行支店に係る銀行法第四十七條第一項に規定する外国銀行（次項において「外国銀行」という。）の同条第一項に規定する主たる外国銀行支店の所在地。次条第一項において同じ。）。 四 （略） 2 （略）